

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示	所管課(室)名
・騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定の一部改正	地 域 環 境 課
・騒音規制法の規定による規制地域の指定の一部改正	”
・騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令に基づく区域の一部改正	”
・令和5年度長崎県労働条件等実態調査の実施	雇 用 労 働 政 策 課
・道路の区域変更	道 路 維 持 課
・道路の供用開始(2件)	”
◎ 交通局公告	
・一般競争入札の参加者の資格等	総 務 課
・一般競争入札の実施	”

告 示

長崎県告示第515号

環境基本法(平成5年法律第91号)第16号第2項の規定による騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定(平成24年長崎県告示第294号)の一部を次のように改正し、令和5年8月1日から適用する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

類型を当てはめる地域のうち時津町に係る地域を別添図面のとおり改める。

なお、別添図面は省略し、長崎県県民生活環境部地域環境課及び時津町役場において縦覧に供する。

長崎県告示第516号

騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定による規制地域の指定(平成24年長崎県告示第295号)の一部を次のように改正し、令和5年8月1日から適用する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

指定地域のうち時津町に係る地域を別添図面のとおり改める。

なお、別添図面は省略し、長崎県県民生活環境部地域環境課及び時津町役場において縦覧に供する。

長崎県告示第517号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表備考により知事が定める区域(平成24年長崎県告示第297号)の一部を次のように改正し、令和5年8月1日から適用する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

指定区域のうち時津町に係る地域を別添図面のとおり改める。

なお、別添図面は省略し、長崎県県民生活環境部地域環境課及び時津町役場において縦覧に供する。

長崎県告示第518号

令和5年度長崎県労働条件等実態調査の実施に当たり、長崎県統計調査条例（昭和26年長崎県条例第12号）第2条第2項の規定により次のとおり告示する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

1 調査の目的

本調査は、長崎県内の民営事業所における労働者の労働条件等の実態を把握し、労働行政の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査の範囲

(1) 地域的範囲

長崎県全域

(2) 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる次の大分類に属する常用労働者を5人以上雇用している民営事業所

ア 建設業

イ 製造業

ウ 電気・ガス・熱供給・水道業

エ 情報通信業

オ 運輸業、郵便業

カ 卸売業、小売業

キ 金融業、保険業

ク 不動産業、物品賃貸業

ケ 学術研究、専門・技術サービス業

コ 宿泊業、飲食サービス業

サ 生活関連サービス業、娯楽業

シ 教育、学習支援業

ス 医療、福祉

セ 複合サービス事業

ソ サービス業（他に分類されないもの）

3 調査対象

(1) 数

1,300事業所

(2) 選定の方法

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、産業別及び規模別に層化無作為抽出により選定する。

4 調査事項及び基準となる期日

(1) 調査事項

ア 事業所の現況

イ 雇用と取組

ウ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

エ 労働時間

オ 育児休業・子の看護休暇制度

カ 介護休業・介護休暇制度

キ 高年齢者の雇用状況

(2) 基準となる期日

令和5年6月30日現在

5 調査方法

郵送による自計方式

長崎県告示第519号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 一般国道

路線名 204号

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
松浦市志佐町浦免字豆グル37番1地先から 松浦市志佐町浦免字寺田521番1番地先まで	前A	8.1~29.5	476.0	
	後A	8.8~15.5	476.0	
	前B	8.2~53.2	207.0	
	後B	12.2~24.3	388.0	

長崎県告示第520号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び県北振興局田平土木維持管理事務所において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 204号	松浦市志佐町浦免字寺田287番1地先から 松浦市志佐町浦免字寺田521番1地先まで	令和5年8月1日

長崎県告示第521号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和5年8月1日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
主要地方道 福江富江線	五島市堤町1276番4地先から 五島市堤町1314番1地先まで	令和5年8月1日

交 通 局 公 告**一般競争入札の参加者の資格等（告示）**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、競争入札の参加資格を得ようとする者のための申請方法等について、次

のとおり告示する。

令和5年8月1日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 調達する物品の名称及び予定数量

軽油 1,218キロリットル

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項規定のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 競争入札参加資格審査申請書及び添付資料に故意に虚偽の事実を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として1年以上の営業実績を有しない者
- (6) 当該軽油を確実に納入できない者
- (7) 直近の決算において、売上高が10億円未満である者
- (8) この告示の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者
- (9) この告示の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者

3 競争入札参加者の資格及び審査

- (1) 2の(1)から(9)までに該当する者は、1の入札に係る競争入札参加資格審査申請をすることができない。
- (2) 競争入札参加者の資格は、令第167条の5第1項に定める要件に基づき、(3)に掲げる事項について審査し、決定する。なお、申請者のうち、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に定める資格（以下「県資格」という。）を取得している者は、県からの資格審査結果通知書及び(3)審査事項のみのみを審査する。

(3) 審査事項

審査事項は、以下のアからカまでとし、その対象とする区切り又は期間は、4の(2)の競争入札参加資格審査申請書を提出する日の属する月の初日（以下「基準日」という。）、基準日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度とする。

- ア 純資産の額 前事業年度及び前々事業年度の純資産の額
- イ 従業員数 基準日の前日現在の従業員数
- ウ 営業年数 基準日の前日までの営業年数
- エ 損益状況 前事業年度及び前々事業年度の損益状況
- オ 財務比率 前事業年度末日現在における次に掲げる各比率
 - ㍿ 売上高当期利益率
 - ㍿ 固定長期適合率
 - ㍿ 流動比率

カ 当該軽油を確実に納入しうることを（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）。

4 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の時期

この告示の日から令和5年8月22日まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

(2) 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、この告示の日から(5)に掲げる場所において、競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

ア 申請者のうち、県資格を取得している者

申請書（様式第1号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。

- (ア) 誓約書
 - (イ) 委任状
 - (ウ) 印鑑届（様式第3号）
 - (エ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
 - (オ) 直近の決算書の写し
 - (カ) 県からの資格審査結果通知書の写し
- イ 申請者のうち、県資格を取得していない者
申請書（様式第2号）に次の書類を添え、(5)に掲げる場所に提出すること。
- (ア) 誓約書
 - (イ) 財務関係明細書
 - (ウ) 営業概要書
 - (エ) 委任状
 - (オ) 法人にあつては登記簿謄本
 - (カ) 個人にあつては次の a 及び b
 - a 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - b 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - (キ) 県税に関し未納がないことを証する証明書
 - (ク) 消費税及び地方消費税課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
 - (ケ) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
 - (コ) 印鑑届（様式第3号）
 - (セ) 当該軽油を確実に納入しうることの証明（供給証明書及び様式第4号から様式第7号まで）
 - (ソ) 直近の決算書の写し
- (4) 申請書等の作成に用いる言語
ア 申請書は、日本語で作成すること。なお、その他の書類において外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
イ 申請書のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に基づき定められた外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。
- (5) 申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
（住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
（名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
（電話）095-822-5141
- 5 資格審査結果の通知
資格審査結果通知書（様式第8号）により通知（郵送）する。
- 6 資格の有効期間
この告示に基づき取得した入札参加資格については、当該告示に係る競争入札についてのみ有効とする。
- 7 資格の取消等
- (1) 競争入札参加者の資格を有する者が2の(1)又は(9)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。
 - (2) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。
 - (3) 資格取消等の通知
競争入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について、一般競争入札に付するので、次のとおり公告を行う。

令和5年8月1日

長崎県交通局長 太田 彰幸

1 競争入札に付する事項

(1) 購入物品名及び数量

軽油 1,218キロリットル

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による

(3) 納入期間

令和5年9月1日から令和5年11月30日まで

(4) 納入場所

- ア 長崎営業所（長崎市八千代町3-1）
- イ 東長崎営業所（長崎市平間町411-1）
- ウ 長与営業所（西彼杵郡長与町高田郷721-2）
- エ 諫早営業所（諫早市貝津町1492-1）
- オ 大村営業所（大村市松山町489-13）

(5) 一連の調達契約に関する事項

- ア 今後調達が予定される物品等の名称、数量及び入札の公告の予定時期
軽油 1,120キロリットル 令和5年11月頃
- イ 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付
令和5年2月10日

(6) 入札の方法

入札は、1キロリットル（1,000リットル）当たりの単価で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額から軽油引取税相当額を控除した金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から軽油引取税相当額を差し引いた額の110分の100に相当する金額に軽油引取税相当額を加算した金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として局長が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 軽油調達に関する令和5年8月1日付けの一般競争入札の参加者の資格等の告示（令和5年8月1日付け長崎県公報第11238号搭載）に定める資格を得ていること。
- (4) この公告の日から10の開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (5) この公告の日から10の開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。
- (6) 直近の決算において、売上高が10億円以上であること。

3 入札参加資格を得るための申請の方法等

所定の審査申請書等に必要事項を記入のうえ、次の提出場所へ提出すること。

申請書の入手先、提出場所及び申請に関する問い合わせ先

- （住所）〒850-0043 長崎市八千代町3-1
- （名称）長崎県交通局管理部総務課（総務班）
- （電話）095-822-5141
- （提出期限）令和5年8月22日

4 入札参加条件

次の条件を満たしている者であること。

- (1) 2の入札参加資格を有する者であること。
- (2) 当該購入する物品を契約書に基づき確実に、かつ、納入期限内に納入できる者であること。

- (3) 当該購入する物品を、全部又はその大部分を一括して第三者に委任又は請け負わせることなく納入できる者であること。
- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称等
(住所) 〒850-0043 長崎市八千代町3-1
(名称) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(電話) 095-822-5141
- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付方法
(期間) 令和5年8月1日から令和5年8月22日(県の休日を除く。)
(場所) 5の部局とする。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所及び受領期限等
(提出場所) 長崎県交通局管理部総務課(総務班)
(受領期限) 令和5年8月25日 午後5時00分
(提出方法) 直接又は郵送(郵送による場合は、書留郵便により受領期限内必着のこと。)で行うこと。
- 10 入札の場所及び日時等
(場所) 長崎県交通局本局3階 第2研修室
(日時) 令和5年8月28日 午前10時00分
開札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に5の部局に確認すること。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。なお、入札保証金の納付期限及び入札保証保険契約証書の提出期限は、入札書の受領期限と同じとする。
ア 交通局を被保険者とする入札保証保険契約(契約希望金額に予定数量を乗じて得た額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、その内容を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- (2) 契約保証金
契約金額(消費税及び地方消費税を含む)に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。なお、契約保証金の納付及び履行保証保険契約証書の提出は、契約の締結と同日とする。
ア 交通局を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額に予定数量を乗じて得た額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
イ 開札日の前日から前々年度までの間において、長崎県交通局との間に軽油調達に関する契約を2件以上締結した場合、若しくは他の地方公共団体又は国との間に当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 12 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 13 入札の無効
次の入札は、無効とする。なお、(1)から(8)までに該当することによりその入札が無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札をしたとき。
(2) 入札者が法令の規定に違反したとき。
(3) 入札者が連合して入札をしたとき。

- (4) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- (5) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (6) 入札書が所定の日時までには到達しないとき。
- (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- (9) 所定の額の入札保証金を納付しない者又は入札保証金に代わる担保を提供しない者のした入札であるとき。
- (10) 入札者又はその代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
- (11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に押印してある印鑑が届出済の印鑑でない場合及び入札者が代理人である場合に押印してある印鑑が委任状に押印してある代理人の印鑑でない場合を含む。）等入札者の意思表示が確認できないとき。
- (12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
- (13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
- (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

14 落札者の決定方法

- (1) 長崎県交通局契約事務規程（昭和47年交通局企業管理規程第10号）第7条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。なお、最低制限価格は設定しない。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
この調達契約に係る苦情処理の関係において、長崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続が停止される場合がある。
- (4) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
light oil 1,2181KL
- (2) Delivery period
From September 1st, 2023, to November 30, 2023
- (3) Delivery place
 - a) Nagasaki Office Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
 - b) Higashinagasaki Office Nagasaki City, HIRAMA-machi, 411-1
 - c) Nagayo Office Nishisonogi-gun, Nagayo-cho, Kodago, 721-2
 - d) Isahaya Office Isahaya City, Kaizu-machi, 1492-1
 - e) Omura Office Omura City, Matsuyama-machi, 489-13
- (4) Time-limit for tender
No later than August 25, 2023
- (5) Date and time for the opening of tender:
10:00 August 28, 2023
- (6) Contact point for the notice

The administrative office of the Nagasaki Traffic Bureau
Nagasaki City, Yachiyo-machi, 3-1
Tel 095-822-5141

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八九五) 二二一四一

印刷所
長崎市榊島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト